

(別記様式第1号)

計画年度	令和5年度
計画主体	福井県 南越前町

## 南越前町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 南越前町 農林水産課  
所在地 福井県南条郡南越前町東大道29-1  
電話番号 0778-47-8001  
FAX番号 0778-47-3607  
メールアドレス nourin@town.minamiechizen.lg.jp



1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル） 中獣類（ハクビシン、アナグマ、タヌキ、アライグマ、その他中獣類） 鳥類（カラス、サギ類、カワウ、その他鳥類）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	福井県 南越前町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額（千円）	被害面積（a）
イノシシ	水稻	1,338	197.10
	麦類	0	0.00
	雑穀類	31	44.50
	飼料作物類	9	11.80
	野菜類	109	4.00
	果樹・花卉類	132	15.10
ニホンジカ	水稻	9,406	1,386.20
	麦類	0	0.00
	雑穀類	156	230.00
	飼料作物類	23	30.90
	野菜類	1,002	3.00
	果樹・花卉類	378	19.80
ニホンザル	野菜類	868	22.10
	果樹・花卉類	22	1.50
中獣類（ハクビシン等）	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—
鳥類	水稻	351	51.70
合計		13,825	2,017.70

※ 農業共済被害データ、各集落被害調査アンケート、現地聞き取り等による。

## (2) 被害の傾向

### ① イノシシ

年間を通して町内全域で出没している。春先は農地や畦畔の掘り返しや山菜、春から秋にかけては水稻、蕎麦、野菜類などに被害が集中している。対策として、集落が電気柵やワイヤーメッシュ柵などを設置しているが、完全に防止することができず被害が発生している状況である。

### ② ニホンジカ

年間を通して町内全域で出没している。水稻、蕎麦などの基幹作物、梅や水仙などの果樹や花卉類にも被害が及んでおり、農業者の所得に大きく影響を与えている。近年、捕獲頭数が増えてはいるものの、個体数が大幅に増加しており、今後、更なる被害拡大が懸念される。

### ③ ニホンザル

年間を通して南条地区では主に日野川東部地区、今庄地域ではほぼ全区域において出没している。ジャガイモやキュウリ、トマト、豆類などの畑作物に被害が集中しており、秋には柿や栗などの果樹も被害に遭っている。群れの分布としては、サル群れ調査において本町では2群確認されているが、近隣市町からの移動群や群れの分裂などにより、分布は広がっていると推測される。

### ④ 中獣類

年間を通して町内全域で出没している。ハクビシン、アナグマ、タヌキなどによる畑作物への被害が見受けられる。アライグマと推察される被害の痕跡も見られることから、今後、警戒が必要である。

### ⑤ 鳥類

年間を通して町内全域で出没している。水稻の直播栽培においてカラスの被害が発生しているほか、特定の集落においてサギ類の営巣による騒音、糞による匂い等の被害が発生している。近年、カラスの生息数が増加しており、今後、更なる被害拡大が懸念される。

## (3) 被害の軽減目標（重点対策獣：イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）

指 標	現状値（令和4年度）		目標値（令和7年度）	
	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	1,619	272.50	1,170	180.00
ニホンジカ	10,965	1,669.90	7,980	1,210.00
ニホンザル	890	23.60	640	16.00
合 計	13,474	1,966.00	9,790	1,406.00

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① 捕獲体制の整備</p> <p>集落、地元猟友会（有害鳥獣捕獲隊）、町（町鳥獣害対策協議会）が連携・協力し、それぞれが役割を担い有害獣捕獲を実施している。</p> <p>有害捕獲隊員の育成のため、狩猟免許の取得や更新に対し、費用の一部を助成している。</p> <p>集落において捕獲したイノシシやシカの処理が困難なことから、地元猟友会に止めさしを委託し、捕獲隊員に捕獲や死骸処理に対して報償費を支給している。</p>	<p>(一社) 福井県猟友会南越前支部会員の高齢化、新規狩猟免許取得者の減少により、有害獣の計画的な捕獲が困難となり、被害が更に拡大する恐れがある。新たな人材の確保と効果的な捕獲を行うため、狩猟者を増やすことが必要である。</p> <p>捕獲頭数が増加していることから、死骸を埋設する場所の確保、埋設以外の死骸の処理方法が必要である。</p>
	<p>② 追い払い活動</p> <p>ニホンザルや鳥類を追い払いするため、集落に対しロケット花火や爆竹を支給し、自主的な追い払い体制の構築を支援している。</p> <p>ニホンザルの行動範囲や個体数をテレメトリー発信機を活用して把握し、加害レベルの高いニホンザルを捕獲する。</p>	<p>ニホンザルが花火の音に慣れてしまい効果的な追い払いが困難になっている。</p> <p>また、火災防止のため、空気が乾燥する時期や強風時には花火を使用することができない。</p>
	<p>③ 捕獲機材の整備</p> <p>各種有害獣用の箱わな、くくりわな等の機材を整備し、集落への貸し出しや地元猟友会々員への配布を行い、町内全域で活用している。</p> <p>ニホンジカ用とニホンザル用の囲いわなを整備し、特に被害が多い集落において活用している。</p> <p>町内3地区に中獣類用の炭酸ガスによる殺処分器を整備している。</p>	<p>カモシカ、ツキノワグマの誤認捕獲を完全に防ぐことが必要である。</p> <p>箱わな、くくりわな等の日々の管理に要する時間と費用の軽減が必要である。</p>

<b>防護柵の設置等に関する取組</b>	<p>① 侵入防止柵の設置・維持管理</p> <p>集落がイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル用の侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵、ネット柵）を設置する場合に、資材費に対して補助を行っている。</p> <p>設置後の点検や修繕などの維持管理については、集落が行っている。</p>	<p>経年劣化等による効用の低下、倒木や獣の被害による破損により、更新を必要とする柵が多い。</p> <p>人口減少や高齢化が進行している集落では、作業に必要な人材が不足しているため、柵の設置に要する時間が増加しており、適切な維持管理が困難な状況となっている。</p>
----------------------	--	--

## (5) 今後の取組方針

### ① 捕獲体制の強化

狩猟免許の取得や更新などに対する支援を継続して行い、有害捕獲隊員の増加と育成を図る。また、農用地における有害獣の出没状況に詳しい認定農業者等に、狩猟免許の取得を促し有害捕獲隊員とすることで、農用地における捕獲体制の強化と農作物被害の削減を図る。

### ② 侵入防止柵の設置の推進

侵入防止柵の設置に関する補助を継続して行い、侵入防止柵の設置区域の更なる拡大を図る。また、国や県の事業を活用することで、ニホンジカ用のワイヤーメッシュ柵の設置区域の拡大を目指す。

### ③ 捕獲に効率的な機器の導入と活用

カモシカ、ツキノワグマの錯誤捕獲防止に効果のあるくくりわな、長距離無線式捕獲パトロールシステム等を導入し、効率的な有害獣の捕獲を行う。

### ④ 情報の共有と知識の向上

町内における有害獣の出没および被害状況の共有と、有害獣ごとの特性や対策に関する知識の向上を図るために、関係者を対象とした研修会等を開催する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊は、町職員および地元猟友会の推薦会員から組織しており、有害鳥獣捕獲隊は、地元猟友会で組織している。

集落、地元猟友会（有害鳥獣捕獲隊）、町（町鳥獣対策協議会）が連携・協力し有害獣捕獲に関する体制を整備している。また、町は地元猟友会に捕獲業務を委託している。各団体の主な役割については、次のとおりである。

集落	捕獲檻の見回り、給餌、捕獲の通報、止めさし立会、死骸処理
地元猟友会	捕獲檻の設置・撤去・点検、止めさし、死骸処理
町	捕獲体制の調整、事業の委託、経費の補助・負担

#### (2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容（計画）
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル 中獣類 ツキノワグマ 鳥類	<ul style="list-style-type: none"><li>狩猟免許の取得や更新に対する費用への助成</li><li>捕獲機材の整備および更新（箱わな・くくりわな）</li><li>侵入防止柵の設置資材への補助</li><li>追い払いのためのロケット花火や爆竹の支給</li><li>捕獲に効率的な機器の導入（センサーダラ等）</li><li>ニホンザルの群れの捕獲に関する業務委託</li><li>集落、地元猟友会を対象とした研修会の開催</li></ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
対象鳥獣	年 度			3ヶ年 平均
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
イノシシ	181頭	113頭	116頭	136頭
ニホンジカ	497頭	737頭	971頭	735頭
ニホンザル	19頭	19頭	24頭	20頭
中獣類	110頭	62頭	69頭	80頭
ツキノワグマ	11頭	3頭	6頭	6頭
鳥類	2羽	3羽	0羽	1羽

② 過去3ヶ年の捕獲状況

a イノシシ

捕獲頭数の過去3ヶ年の平均は136頭であった。豚熱の影響により個体数は減少しているものと推測されるが、依然として農作物への被害や畠畔の掘り起こしなどの被害が頻繁に発生していることから、引き続き捕獲の強化を図る必要がある。

b ニホンジカ

捕獲頭数の過去3ヶ年の平均は735頭であるが、令和4年度は平成2年度と比べ971頭と大幅に増加している。水稻、麦、蕎麦などの基幹作物、梅や水仙などの果樹や花卉類など、様々な農作物に被害が発生しており、農業者の所得に大きな影響を与えている。近年の雪不足の影響から個体数は増加していると推測されることから、引き続き捕獲の強化を図る必要がある。

c ニホンザル

捕獲頭数の過去3ヶ年の平均は20頭であるが、目撃情報や農作物への被害報告から個体数は増加していると推測される。近年、群れザルや離れザルが住宅地に頻繁に出没しており、農作物への被害だけでなく、住民の生活にも影響が発生していることから、これまで以上に捕獲の強化を図る必要がある。

d 中獣類

捕獲頭数の過去3ヶ年の平均は80頭であり、主にハクビシンやアナグマが捕獲されている。個体数の増加による被害拡大を防止するため、引き続き捕獲を行う必要がある。また、アライグマと思われる痕跡は発見されているが、捕獲には至っていない状況である。

e ツキノワグマ

捕獲頭数の過去3ヶ年の平均は6頭であるが、餌不足の影響により、住宅地の近辺において目撃情報が多数報告されており、令和元年度および令和2年度にかけて合計4件の人身被害が発生している。住民の安全を確保するため、関係機関と連携・調整を図りながら対応を強化する必要がある。

f 鳥類

花火や爆竹などによる追い払いが主な対策であることから、捕獲頭数の過去3ヶ年の平均は1羽と少數である。特にカラスの個体数が増えており、農作物への被害だけでなく、糞などにより住民の生活にも影響が発生していることから、追い払いや捕獲の強化を図る必要がある。

③ 捕獲計画頭数の設定方法

農用地および住宅地に被害を及ぼす鳥獣類を中心に捕獲を実施する。特に被害が多いイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、福井県第二種特定鳥獣管理計画に示された農林業被害の軽減目標の実現を目指し捕獲を強化する。

対象鳥獣	年間の捕獲計画頭数の設定方法
イノシシ	豚熱の影響により個体数が減少しているが、今後、個体数が復活することが推測されるため、前回計画の捕獲計画数を引き継ぐ。
ニホンジカ	県の第二種特定鳥獣管理計画で示された捕獲目標頭数と近年の捕獲頭数の急激な増加を考慮し、令和5年度以降は、令和4年度の捕獲頭数の約2倍（令和2年度から令和4年度の増加率）を捕獲計画数とする。
ニホンザル	令和4年度の丹南ユニットニホンザル地域実施計画の捕獲目標数の同等数を捕獲計画数とする。
中獣類	過去3ヶ年の平均を捕獲計画数とする。
ツキノワグマ	出没の状況に応じて、福井県が示す「ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針」に沿って判断する。
鳥類	前回計画の捕獲計画数を引き継ぐ。

捕獲計画数等			
対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	400頭	400頭	400頭
ニホンジカ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
ニホンザル	40頭	40頭	40頭
中獣類	80頭	80頭	80頭
ツキノワグマ			
鳥類	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容			
対象鳥獣	捕獲方法	期間	地域
イノシシ	くくりわな 箱わな 銃器	通年	町内全域
ニホンジカ	くくりわな 箱わな 囲いわな 銃器	通年	町内全域
ニホンザル	箱わな 囲いわな 銃器	通年	南条地区 今庄地域
中獣類	箱わな	通年	町内全域
ツキノワグマ			
鳥類	箱わな 銃器	通年	町内全域

#### (4) 許可権限の委譲事項

有害鳥獣捕獲等の許可権限については既に委譲済み

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

年度	対象鳥獣	種類	延長	地域
令和5年度	イノシシ	電気柵	5.0km	町内全域
	ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m)	5.0km	
	ニホンザル	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m)	14.0km	
令和6年度	イノシシ	電気柵	5.0km	町内全域
	ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m)	5.0km	
	ニホンザル	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m)	14.0km	
令和7年度	イノシシ	電気柵	5.0km	町内全域
	ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m)	5.0km	
	ニホンザル	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m)	14.0km	

※ 延長は、新規の設置および既存柵の更新の合計となっている。

※ 何れの柵の整備も、必要に応じて国および県の事業を活用する。

##### (2) その他被害防止に関する取組み

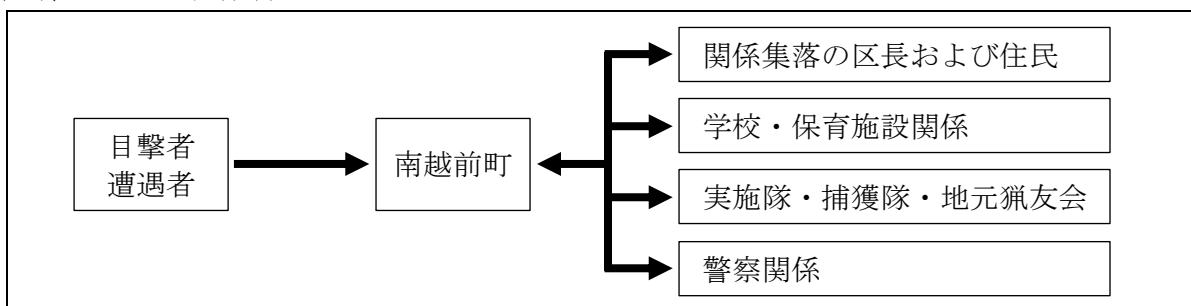
年度	対象鳥獣	取組内容（計画）
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル 中獸類 ツキノワグマ 鳥類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許の取得や更新に対する費用への助成</li> <li>・捕獲機材の整備および更新（箱わな・くくりわな）</li> <li>・侵入防止柵の設置資材への補助</li> <li>・追い払いのためのロケット花火や爆竹の支給</li> <li>・捕獲に効率的な機器の導入（センサーダラ等）</li> <li>・ニホンザルの群れの捕獲に関する業務委託</li> <li>・集落、地元猟友会を対象とした研修会の開催</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南越前町鳥獣害対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許の新規取得や更新に対する補助</li> <li>・捕獲機材の整備および更新（箱わな・くくりわな）</li> <li>・侵入防止柵の設置資材への補助</li> </ul>
南越前町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・捕獲、止めさし、死骸処理の委託や費用負担</li> <li>・地域住民、学校、保育施設等への周知</li> </ul>
南越前町鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲、止めさし、死骸処理の実施</li> <li>・集落に対する侵入防止対策の指導や助言</li> </ul>
南越前町有害鳥獣捕獲隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲・止めさし・死骸処理の実施</li> </ul>
福井県獣友会南越前支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊員および捕獲隊員の人選</li> <li>・実施隊員および捕獲隊員への指導や助言</li> </ul>
福井県越前警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロールの実施</li> <li>・人的被害防止に関する活動や啓発</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、現場または持ち帰りによる埋設処理を基本とする。埋設処理が困難な場合は、委託事業者による焼却処分とする。

また、捕獲頭数の増加により埋設場所が不足することが懸念されるため、焼却施設や減容化施設、食肉加工施設等の整備について検討する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲頭数の増加により埋設場所が不足することが懸念されるため、国や県の事業を活用し食肉加工施設の整備を推進し、食肉または加工品として活用を図る。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	南越前町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役 割
南越前町（農林水産課）	<ul style="list-style-type: none"><li>・協議会の事務運営</li><li>・有害鳥獣捕獲の許可等に関する事務</li><li>・関係機関との連絡調整や各種情報の集約と発信</li><li>・被害防除に関する活動や啓発</li><li>・集落における有害鳥獣対策に関する指導者の育成</li></ul>
福井県丹南農林総合事務所	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣被害防止対策に関する助言や指導</li><li>・集落における有害鳥獣対策に関する指導者の育成</li></ul>
越前たけふ農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"><li>・農作物等における被害把握と情報提供</li><li>・被害防除に関する活動や啓発</li></ul>
南条郡森林組合	<ul style="list-style-type: none"><li>・山林に関する被害把握と情報提供</li><li>・被害防除に関する活動や啓発</li></ul>
南越前町農家組合長	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落における被害把握と情報提供</li><li>・隣接集落との情報共有や連携</li></ul>
福井県猟友会南越支部	<ul style="list-style-type: none"><li>・南越支部管内の有害鳥獣に関する情報提供</li><li>・広域的な有害鳥獣の捕獲活動への連携協力</li></ul>
福井県猟友会南越前支部	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施隊員および捕獲隊員の人選</li><li>・実施隊員および捕獲隊員への指導や助言</li><li>・有害鳥獣の捕獲、止めさし、死骸処理</li><li>・捕獲檻の設置、点検</li><li>・有害鳥獣の生息状況の把握</li></ul>
福井県農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"><li>・農作物等における被害把握と情報提供</li></ul>
福井県越前警察署	<ul style="list-style-type: none"><li>・有害鳥獣による人的被害防止に関する活動や啓発</li></ul>
福井森林管理署	<ul style="list-style-type: none"><li>・山林に関する被害把握と情報提供</li><li>・被害防除に関する技術等の提供</li></ul>

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
丹南地域鳥獣害対策連絡会 (事務局：丹南農林総合事務所内)	丹南地区管内の関係部局の連携強化と、有害鳥獣による農林被害に関する研修会の開催および対策検討等
丹南地域鳥獣害対策協議会 (事務局：構成市町)	丹南地区管内の市町の連携強化と、有害鳥獣の生息状況等の情報共有、有害鳥獣の捕獲に関する研修会の開催および対策検討、捕獲事業の実施等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員および地元獵友会の会員により構成し、有害鳥獣の捕獲活動および集落に対する侵入防止対策の指導や助言を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各集落に有害鳥獣対策に関する指導者を育成し、合わせて地元の認定農業者等の狩猟免許取得を推進することで、集落における有害鳥獣からの自己防衛力を高め、住民主体による効果的な防除、追い払い、捕獲が実施できる体制を整備する。また、有害鳥獣の急激な個体数の増加や重大な被害が発生した場合に早急に対処ができるよう、県や関係機関との連携の強化を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

各集落における人材の不足に対応するため、南越前町鳥獣対策協議会において効率的且つ負担の少ない捕獲機材の導入を進める。